

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例を定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 条の 25 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例）
第 18 条の 26 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第 123 条の規定にかかわらず、100 分の 0.26 とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。